

# 嶺南広域行政組合情報公開条例施行規則

令和5年3月29日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、嶺南広域行政組合情報公開条例（令和5年嶺南広域行政組合条例第1号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(情報公開の請求の方法)

第2条 条例第12条の規定による請求書の提出は、情報公開請求書（様式第1号）により行うものとする。

(情報公開の請求に係る決定期間の延長通知)

第3条 条例第14条第3項の規定による通知は、決定期間延長通知書（様式第2号）により行うものとする。

(情報公開決定通知書等)

第4条 条例第14条第4項及び第5項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 情報を公開する旨の決定をした場合 公開決定通知書（様式第3号）
- (2) 情報を公開しない旨の決定をした場合 非公開決定通知書（様式第4号）
- (3) 条例第11条の規定により情報の部分公開をする旨の決定をした場合 部分公開決定通知書（様式第5号）

(電磁的記録の開示の方法)

第5条 条例第15条第1項の規定により、情報の公開をする場合において、情報が電磁的記録に記録されている場合における当該情報の開示の実施の方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法によるものとする。ただし、当該各号に掲げる方法により難しいときは、実施機関が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が保有する機器及びプログラムを用いて用紙に出力することができる電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したもの若しくはそれを複写したものの閲覧又は交付
- (2) 実施機関が保有する機器及びプログラムを用いて再生することができる電磁的記録 当該電磁的記録又は当該電磁的記録を複写したものを再生したものの閲覧、聴取又は視聴

2 前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録を電磁的記録媒体に複製したものの交付が容易であるときは、当該複製したものの交付とすることができる。

(情報の写しの作成等に要する費用の額等)

第6条 条例第16条第2項の規定による情報の写しの作成及び送付に要する費用の額は、別表に定めるところによる。

2 前項に規定する費用は、前納とする。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 情報の写しの交付部数は、公開の請求に係る情報1件につき1部とする。

(運用状況の公表)

第7条 条例第20条の規定による運用状況の公表は、次に掲げる事項を組合のホームページに掲載するとともに、閲覧できるようにするものとする。

(1) 情報の公開の請求及び決定の状況

(2) 不服申立ての状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

区分		金額	
写しの作成に要する費用の額	電子複写機による複製の場合	カラー複写以外	1枚につき 10円
		カラー複写	1枚につき 50円
	電磁的記録を電磁的記録媒体に複製する場合	CD-R	1枚につき 30円
		DVD-R	1枚につき 60円
写しの送付に要する費用の額		郵送料相当額	

備考

1 電子複写機による複製の場合(電磁的記録を用紙に出力した場合を含む。)に使用する用紙の大きさは、日本産業規格A列3番以内とする。

2 用紙の両面を使用する場合は、片面を1枚ついて枚数を算定する。

情報公開請求書

年 月 日

（実施機関）

殿

（請求者）

住 所

氏 名

電話番号（ ） —

（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

嶺南広域行政組合情報公開条例第12条の規定により、次のとおり情報の公開を請求します。

請求する情報の名称又は内容	
情報の公開を請求できるものの区分	①嶺南広域行政組合構成市町（以下「構成市町」という。）に住所を有する個人 ②構成市町に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体（事務所等の所在地） ③構成市町の事務所又は事業所に勤務する個人（勤務先の所在地） （ 〃 名称 ） ④構成市町の学校に在学する個人（学校の所在地） （ 〃 名称 ） ⑤実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの（利害関係の内容）
公開の方法	① 閲覧      ② 写しの交付      ③ 写しの送付
備 考	

※ 処 理	所 管 課	受 付 年 月 日
	電話番号（ ） — 内線（ ）	年 月 日
		受 理 年 月 日
		年 月 日

- （注） 1 「請求する情報の名称又は内容」欄は、できるだけ具体的に記入してください。  
 2 該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。  
 3 ※印の欄は、記入しないでください。

決定期間延長通知書

第 年 月 日  
号 日

殿

（実施機関）



年 月 日付けで請求のあった情報の公開の請求については、嶺南広域行政組合情報公開条例第14条第3項の規定により、次のとおり決定の期間を延長したので通知します。

情報の名称又は内容	
請求書の受理年月日	年 月 日
決 定 期 限	年 月 日
延 長 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
延 長 の 理 由	
所 管 課	電話番号( ) — 内線( )
備 考	

公 開 決 定 通 知 書

第 号  
年 月 日

殿

（実施機関）

印

年 月 日付けで請求のあった情報の公開の請求については、嶺南広域行政組合情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり公開することに決定したので、同条第4項の規定により通知します。

情報の名称又は内容	
公開の日時	年 月 日（ ） 時 分
公開の場所	
公開の方法	1 閲覧      2 写しの交付      3 写しの送付
請求書の受理年月日	年 月 日
所 管 課	電話番号（ ） — 内線（ ）
備 考	

- (注) 1 情報の公開を受ける際は、この通知書を提示してください。  
2 指定された日時に来庁できない場合は、あらかじめ所管課へ連絡してください。

非 公 開 決 定 通 知 書

第 年 月 日 号

殿

（実施機関）



年 月 日付けで請求のあった情報の公開の請求については、嶺南広域行政組合情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり公開しないことに決定したので、同条第5項の規定により通知します。

情報の名称又は内容	
請求書の受理年月日	年 月 日
公開しない理由	嶺南広域行政組合情報公開条例第 条 号に該当 (理由)
所 管 課	電話番号( ) — 内線( )
備 考	

（教示）

1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、嶺南広域行政組合管理者に対して審査請求をすることができます。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定の取り消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、嶺南広域行政組合を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において嶺南広域行政組合を代表する者は嶺南広域行政組合管理者となります。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この決定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。

部分公開決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

（実施機関）

印

年 月 日付けで請求のあった情報の公開の請求については、嶺南広域行政組合情報公開条例第11条及び第14条第1項の規定により、次のとおり一部公開することに決定したので、同条第5項の規定により通知します。

情報の名称又は内容	
公開の日時	年 月 日 ( ) 時 分
公開の場所	
公開の方法	1 閲覧      2 写しの交付      3 写しの送付
請求書の受理年月日	年 月 日
公開をしないことに決定した部分	
公開しない理由	嶺南広域行政組合情報公開条例第 条 号に該当 (理由)
所 管 課	電話番号( ) — 内線( )

(注) 1 公開を受ける際は、この通知書を提示してください。

2 指定された日時に来庁できない場合は、あらかじめ所管課へ連絡してください。

(教示)

1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、嶺南広域行政組合管理者に対して審査請求をすることができます。

ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定の取り消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、嶺南広域行政組合を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において嶺南広域行政組合を代表する者は嶺南広域行政組合管理者となります。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この決定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この決定の取消しの訴えを提起することができます。